## 今後の検討事項について(事務局案)

### 1 検討項目及び検討回数について

(1) SDS交付義務のある 673 物質から既に大臣告示に規定されている物質を除い た物質のうち、当該化学物質による一定の症例報告が3件以上ある物質

平成 25 年度の 35 条専門検討会において検討された結果、大臣告示に規定されていない物質のうち、一定の症例報告がある物質

- → 次回(第6回検討会)から4回程度検討
- (2) 理美容師のシャンプー液等の使用による接触性皮膚炎※1
  - → (1) と併せて検討を行う(感作性に関する部分は(5)と併せて行う)
  - ※1 まず、平成 25 年度の 35 条専門検討会で検討対象としたシステアミン塩酸 塩及びコカミドプロピルベタインの 2 物質を検討する。
- (3) 木材粉じんによるがん
- (4) カドミウム及びその化合物の発がん性
- (5) 感作性の取り扱い
  - → (1)、(2)の検討後、2回程度検討

#### 2 検討スケジュール

第6回 10月頃

検討内容 告示に規定する物質及び症状又は障害 シャンプー等による接触性皮膚炎

第7回 12月頃

検討内容 告示に規定する物質及び症状又は障害 シャンプー等による接触性皮膚炎

第8回 令和3年2月頃

検討内容 告示に規定する物質及び症状又は障害 シャンプー等による接触性皮膚炎

第9回 4月頃

検討内容 告示に規定する物質及び症状又は障害のとりまとめ シャンプー等による接触性皮膚炎のとりまとめ

## 第10回 6月頃

検討内容 木材粉じん及びカドミウムの発がん性 感作性の取り扱いについて

## 第11回 8月頃

検討内容 木材粉じん及びカドミウムの発がん性 感作性の取り扱いについて 報告書案の検討

# 第12回 10月頃

検討内容 報告書のとりまとめ